

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局
【提出日】	平成29年 8月31日
【会社名】	キャリアバンク株式会社
【英訳名】	CAREER BANK CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 良雄
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北五条西五丁目7番地
【電話番号】	011(251)3373(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長兼経営管理部担当 橋本 正太
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北五条西五丁目7番地
【電話番号】	011(251)3373(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長兼経営管理部担当 橋本 正太
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番の1)

1【提出理由】

平成29年8月29日開催の当社第30期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成29年8月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金13円。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。併せて、現行定款の一部を見直し、条文の整備及び字句の修正を行うとともに、規定の新設並びに削除に伴う条数の変更等を行う。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、佐藤良雄、新谷隆俊、中川均、益山健一、橋本正太、蜂谷忠義を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡田実、濱田康行、佐々木大祐を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると監査等委員会設置会社に移行する。当社の取締役の報酬額は、平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）と承認され今日に至っているが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額80,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内）とする。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとする。現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、6名（うち社外取締役0名）となる。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると監査等委員会設置会社に移行する。そのため、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とする。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると3名となる。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとする。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任する。なお、本議案に関しては、監査役会の決定に基づいている。また、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したため。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	7,568	11		(注)1	可決(98.73%)
第2号議案	7,568	11		(注)2	可決(98.73%)
第3号議案				(注)3	
佐藤良雄	7,569	10			可決(98.75%)
新谷隆俊	7,569	10			可決(98.75%)
中川均	7,569	10			可決(98.75%)
益山健一	7,566	13			可決(98.71%)
橋本正太	7,568	11			可決(98.73%)
蜂谷忠義	7,569	10			可決(98.75%)
第4号議案				(注)3	
岡田実	7,563	16			可決(98.67%)
濱田康行	7,562	17			可決(98.66%)
佐々木大祐	7,562	17			可決(98.66%)
第5号議案	7,551	28		(注)1	可決(98.51%)
第6号議案	7,551	28		(注)1	可決(98.51%)
第7号議案	7,568	11		(注)1	可決(98.73%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成比率は出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分（途中退場した株主の議決権の数を含む。））に対する割合であります。

5. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上